SP372	1　非対称型キャパシターは、次に掲げる要件を満たすものに限る。 ⑴　ケーシングにエネルギー貯蔵容量がWh単位にて表示されていること。 ⑵　ケーシングに設けられた圧力弁又は切り欠きにより、使用中に上昇する内部圧力が安全に解放されるよう設計されたものであること。 ⑶　備考２⑴から⑻の判定基準に該当する電解液を含む場合は、95キロパスカルの圧力試験に耐えうるよう設計されたものであること。 2　キャパシターは次の状態で運送すること。 ⑴　キャパシター又はモジュール（複数のキャパシターを電気的に接続した製品）は、短絡を防止する措置が施されていること。 ⑵　１⑵に規定された圧力弁又は切り欠きの開放によって液体が噴出した場合、その液体が容器包装又はキャパシターが組み込まれている装置内に溜まる措置が施されていること。 3　上記１及び２の要件を満たすキャパシターであって、次に掲げるいずれかの要件を満たすものは危険物に該当しない。 ⑴　備考２⑴から⑻の判定基準に該当する電解液を含まないこと。 ⑵　⑴に該当しないもの（エネルギー貯蔵容量が20Wh以下のものに限る。（装置に組み込まれたものを除く。））であって、容器に収納されていない状態で堅く弾性力のない平坦な平面上に1.2mの高さから落下しても内部が破壊しないものであること。 ⑶　⑴に該当しないもの（装置に組み込まれたものに限る。）であって、装置に運送中の誤作動を防止する手段が備えられ、かつ、十分な強度を有する強固な外装容器に収納されていること。ただし、キャパシターが組み込まれている装置が外装容器に収納されているものと同等の強度を有する場合にあっては、この限りでない。 4　アルカリ電解液（腐食性物質）を含むニッケル炭素非対称型キャパシターは、国連番号2795の危険物に該当する。
SP373	1　次に掲げる要件を満たす中性子線検知器（加圧しない三フッ化ホウ素を含むものに限る。）は、本品名として運送することができる。 ⑴　摂氏20度における検知器内の圧力は105キロパスカルを超えないこと。 ⑵　検知器内のガスの含有量が13ｇを超えないこと。 ⑶　ISO9001：2008に従い製造されたものであること。 ⑷　個々の中性子線検知器は、溶接された金属の構造で、金属にセラミック製の供給アセンブリーがろう付けされている構造であること。品質試験において、最小破裂圧力が1.8メガパスカル以上であること。 ⑸　漏洩試験による漏洩率が１×$10^{-10}$$cm^3$/ｓ以下であること。 2　中性子線検知器は次の状態で運送されること。 ⑴　漏洩物を吸収するのに十分な吸収剤を有する密閉されたプラスチック製の中間容器に収納されていること。 ⑵　1.8mの高さから落下させた場合であっても漏洩しないよう強固な外装容器に収納されていること。 ⑶　外装容器あたりのガスの含有量が52ｇを超えていないこと。 3　上記１の条件を満たす中性子線検知器を含む装置は次の状態で運送されること。 ⑴　密閉され、強固に包装されていること。 ⑵　包装は、漏洩物を吸収するのに十分な吸収剤を有していること。 ⑶　1.8mの高さから落下させた場合であっても漏洩しないよう強固に包装されていること。ただし、検知器が組み込まれている装置が強固な外装容器に収納されているものと同等の強度を有する場合にあっては、この限りでない。

	4　P200を使用しないこと。 5　危険物明細書には「Transport in accordance with special provision 373」であることを記載すること。 6　溶接されたガラスの結合部を有する上記１及び２の要件を満足する検知器又は上記３の要件を満足する装置であって、三フッ化ホウ素の含有量が１ｇ以下のものは危険物に該当しない。 7　中性子線検知器にあっては、積載方法の欄に「D」とあるのは「A」と読み替えるものとする。
SP376	1　危険物輸送に関する国連勧告別冊「試験方法及び判定基準」の要件を満たさない損傷又は欠陥のあるリチウムイオン単電池若しくは組電池及びリチウム金属単電池又は組電池とは、次に掲げるものをいう。 ⑴　欠陥品として識別されたもの ⑵　電解液の漏洩があるもの ⑶　運送前に不具合の程度が診断されていないもの ⑷　物理的又は機械的損傷を被ったもの 2　単電池及び組電池は、UN3090、UN3091、UN3480及びUN3481に規定された要件に従って運送されなければならない。さらに、SP230の要件にも従わなければならない。 3　容器には、「DAMAGED /DEFECTIVE LITHIUM—ION BATTERIES」又は「DAMAGED/DEFECTIVE LITHIUM METAL BATTERIES」が表示されていること。 4　単電池及び組電池は、IMDGコード4.1.4.1のP908及び4.1.4.3のLP904の規定に適合した容器に収納しなければならない。 5　通常の運送状態において、発熱、発火、分解、毒性若しくは腐食性又は引火性ガスの発生その他のおそれのある単電池及び組電池を運送する場合は、船積地を管轄する地方運輸局長の許可を受けること。
SP377	1　廃棄又は再利用の目的で運送されるリチウムイオン単電池又は組電池及びリチウム金属単電池又は組電池は、IMDGコード4.1.4.1.のP909の要件に従った容器に収納することができる。 2　当該単電池及び組電池はIMDGコード2.9.4の要件を適用しないこととして差し支えない。 3　容器には、「LITHIUM BATTERIES FOR DISPOSAL」又は「LITHIUM BATTERIES FOR RECYCLING」が表示されていること。 4　損傷又は欠陥のある電池と判定されたものは、SP376の要件に従い、IMDGコード4.1.4.1のP908又は4.1.4.3のLP904の規定に適合した容器に収納すること。

別表第１備考10の表SP961の項を次のように改める。

SP961	1　内燃機関、燃料電池、自動車及び蓄電池を動力源とする装置は、次に掲げる積載場所の別により、いずれかの要件に該当するものは、危険物に該当しない。なお、自動車又は装置等の部品は脱落することがないよう確実に取り付けられ、かつ、内部に搭載されたその他の危険物及び燃料電池エンジンの燃料及び燃料電池以外の危険物は、個別に収納され、それぞれの危険物に適用される要件に従い運送されるものであること。 ⑴　ロールオン・ロールオフ船又はロールオン・ロールオフ船以外の船舶であって船舶防火構造規則及び船舶消防設備規則の規定により自走用の燃料を有する自動車を積載することが認められた区域（以下、この項において「車両区域」という。）に積載する場合（自動車又は装置が貨物輸送ユニットに収納され、ロールオン・ロールオフ船のコンテナ貨物区域に積載する場合を除く。）